

令和6年(2024年)5月16日

一般社団法人北海道電気管理技術者協会会長 様

北海道知事 鈴木 直道

「屋外広告物クリーン強調月間」6月(春季)の取組実施について(依頼)

道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、屋外広告物につきましては、北海道屋外広告物条例によって良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止を図っているところですが、さらに条例の趣旨を徹底し、良好な広告景観の形成に努めるため、今年度も6月(春季)と9月(秋季)を「屋外広告物クリーン強調月間」として定め、各種取組を実施することといたしました。

今年度は、「広告物の安全対策」と「ルールの普及啓発」をテーマとし、安全管理に関する規制の周知及び許可制度や掲出基準等の屋外広告物に関する基本的なルールの普及啓発を図ってまいります。

つきましては、本趣旨を御理解の上、御協力を賜りますとともに、貴出先機関(貴会員)に対しても周知くださるようお願いいたします。

記

<添付資料>

- (1) 令和6年度(2024年度)屋外広告物クリーン強調月間実施要領
- (2) 啓発リーフレット

建設部まちづくり局都市計画課景観係
担当：主事 原 菜月
TEL : 011-231-4111 (内線 29-827)
FAX : 011-232-1147
E-mail : hara.natsuki@pref.hokkaido.lg.jp

令和6年度（2024年度）屋外広告物クリーン強調月間実施要領

屋外広告物については、北海道屋外広告物条例（以下「条例」という。）により良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止を図っているところであるが、さらに条例の趣旨を徹底し、無許可等の違反広告物や安全性に問題があるといった広告物の適正化を図るため、6月（春季）と9月（秋季）を「屋外広告物クリーン強調月間」として定め、関係機関と連携し各種の取組を実施する。

記

1 期間

- (1) 6月（春季） 令和6年（2024年）6月1日～令和6年（2024年）6月30日
- (2) 9月（秋季） 令和6年（2024年）9月1日～令和6年（2024年）9月30日

2 主催

北海道

3 目的

- (1) 安全対策についての普及啓発
- (2) 条例の普及啓発
- (3) 条例に違反する広告物の是正指導

4 実施内容

取組をさらに効果的なものとするため、次のとおりテーマを設定し、それに合わせた取組を重点的に実施する。

(1) テーマ

ア 「広告物の安全対策」

屋外広告物による事故発生の未然防止のため、安全管理に関する規則の周知や定期的な点検の実施を啓発するなど、広告物の安全対策をテーマに取組を実施する。

イ 「ルール」の普及啓発

許可制度や掲出基準等、屋外広告物に関する基本的なルールの普及啓発をテーマに取組を実施する。

(2) 具体的な取組

ア パトロールの実施

(ア) 各（総合）総合振興局での屋外広告物巡回調査の実施（6月）

違反広告物発見のための巡回調査（違反広告物是正事務取扱要領_第2）及び是正指導を実施するとともに、安全対策について普及啓発を行なう。

(イ) 官民連携屋外広告物安全対策パトロールの実施（9月）

（一社）北海道屋外広告業団体連合会との良好な広告景観の形成のための連携協定に基づき、官民連携によるパトロールを実施する。

イ 普及啓発活動（6月、9月）

次に掲げる方法をはじめとして広報活動に取り組み、広告主や地域住民等に対し広く普及啓発を図る。

(ア) リーフレット、ポスター等の活用

- ・ 各（総合）振興局庁舎への備え置き、窓口来訪者への配布
- ・ 市町村、商工会議所、商工会、商店街組合等への配布及び会員への周知依頼、
- ・ 町内会等での回覧等、庁舎ロビー等でのポスター掲出等

- (イ) ホームページの活用
都市計画課及び各（総合）振興局建設指導課ホームページでの情報掲載等
- (ウ) その他各種メディアの活用
 - ・ 地方紙への掲載、市町村広報誌への掲載等
 - ・ 月間広報計画の策定（過去に新聞広報欄「みなさんの赤れんが」や地上デジタルデータ放送、自動販売機電光掲示板、道メールマガジン等での広報活動を実施）

ウ 市町村との協力による取組の実施（9月）

- ・ 簡易除却の実施の促進
屋外広告物法に基づく簡易除却に関しては、すべての市町村へ事務を権限移譲していることから、各（総合）振興局は、各市町村においてもクリーン強調月間の趣旨等を理解のうえ、積極的な取組を行うよう要請するとともに、相互に協力した取組の実施に努める。
- ・ 権限移譲市町村における違反広告物の調査・指導実施の促進
屋外広告物の許可事務等について権限移譲している市町村については、監督等の事務に関しても市町村へ権限移譲していることから、各（総合）振興局は権限移譲先市町村においても、違反広告物の調査・指導について積極的な取組を行うよう要請するとともに、相互に協力した取組の実施に努める。

5 協力依頼先

- ・ 北海道開発局
- ・ 北海道市長会
- ・ 北海道町村会
- ・ （一社）北海道商工会議所連合会
- ・ 北海道商工会連合会
- ・ （一社）北海道屋外広告業団体連合会
- ・ （協）北海道ネオン電気工業会
- ・ （一社）北海道電気管理技術者協会
- ・ 北海道塗装組合連合会
- ・ （一社）北海道建築士会（景観整備機構）
- ・ （一社）北海道建築士事務所協会
- ・ （一社）北海道建設業協会
- ・ （一社）北海道道路標示・標識業協会
- ・ 北海道電力ネットワーク（株）
- ・ 北電興業（株）
- ・ 東日本電信電話（株）北海道支店
- ・ NTTタウンページ（株）北海道営業本部
- ・ 北海道警察本部